



事務連絡
平成23年8月11日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）
薬務主管課薬事監視担当係 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課
薬事監視第一係

「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当する物質の命名について

平成22年12月20日付け事務連絡「医薬品の該当性について」において、酸処理によりメチソシルデナフィルを生じる未知物質が「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当する旨をお知らせしたところですが、国立医薬品食品衛生研究所より当該物質をムタプロデナフィル (mutaprodenafil) と命名した旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

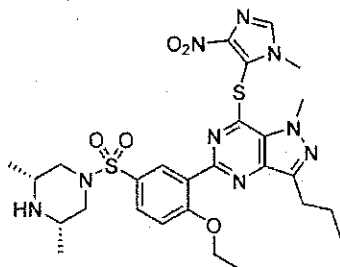
なお、分析方法に関する情報については、入手次第ご連絡いたします。

記

化学名：

5-{{5-[(3R,5S)-3,5-dimethylpiperazin-1-ylsulfonyl]-2-ethoxyphenyl}-1-methyl-7-(1-methyl-4-nitro-1H-imidazol-5-ylthio)-3-propyl-1H-pyrazolo[4,3-d]pyrimidine

構造式：C₂₇H₃₆N₉O₅S₂



名称：ムタプロデナフィル (mutaprodenafil)